

議案第 37 号

さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 24 年 2 月 7 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 13 年さいたま市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（病気休暇） 第 14 条 [略] 2 病気休暇の期間は、規則で定める日を除き、連続して 90 日（規則の規定に基づき 90 日となる場合を含む。）を超えることはできない。ただし、<u>公務上又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤をいう。）により負傷し、又は疾病にかかった場合その他の規則で定める場合における休暇の期間は、規則で定める期間とする。</u></p> <p>（組合休暇） 第 17 条 [略] 2 任命権者は、職員が登録された職員団体の規約に定める機関で規則で定めるものの構成員として当該機関の業務に従事する場合及び登録された職員団体の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合に、組合休暇を与えること</p>	<p>（病気休暇） 第 14 条 [略] 2 任命権者は、職員が次の各号に掲げる療養を要する場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間の範囲内においてその療養に必要な期間、病気休暇を与えることができる。 <u>(1) 公務上又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤をいう。）による負傷又は疾病の場合 その療養に必要な期間</u> <u>(2) 結核性疾患の場合 1 年</u> <u>(3) 前 2 号以外の負傷又は疾病の場合 90 日</u></p> <p>（組合休暇） 第 17 条 [略] 2 任命権者は、職員が登録された職員団体の規約に定める機関の構成員として当該機関の業務に従事する場合及び登録された職員団体の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合に、組合休暇を与えることができる。</p>

ができる。

3・4 [略]

3・4 [略]

(人事委員会との協議)

第21条 市長は、この条例の規定に基づく規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ市人事委員会と協議しなければならない。

## 附 則

### ( 施行期日 )

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

### ( 経過措置 )

2 この条例による改正後のさいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第14条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に使用する病気休暇について適用する。

3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に承認を受けている病気休暇（この条例による改正前のさいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第14条第2項第2号に規定する病気休暇及びこの条例による改正後のさいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第14条第2項ただし書の規則で定める場合における病気休暇に相当するものを除く。）の期間は、規則で定める日を除き、当該病気休暇に連続する病気休暇の期間の初日から連続して90日を超えることはできない。